

倉吉市基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第 4 号
倉吉市基金条例の一部を改正する条例

倉吉市基金条例（平成30年倉吉市条例第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第 2（第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 7 条関係）				別表第 2（第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 7 条関係）			
1 名 称	2 設置目的	3 積 立 て	4 運用益の 整理又は処理	1 名 称	2 設置目的	3 積 立 て	4 運用益の 整理又は処理
1 略				1 略			
2 略				2 略			
遙かなまち倉吉ふるさと基金				3	新型コロナウイルス感染症 地（病原体がベータコロナウ 方ウイルス属のコロナウイルス 創（令和 2 年 1 月に、中華人 生民共和国から世界保健機関 臨に対して、人に伝染する能 時力を有することが新たに報 告されたものに限る。）で 付ある感染症をいう。）の感 金染拡大による影響を受け、 基当該影響に対応するための 金融資を受けた市内の中小企 業者（中小企業信用保険法 （昭和25年法律第264号） 第 2 条第 1 項に定める中小	一（1）一般会 計歳入歳出 予算に計上 して設置目 的を達成す るための経 費に充当 出（2）前号に 掲げるもの のほか一般 会計歳入歳 出予算に計 上してその 市基金に積 立て	

		企業者をいう。)の利子負担を軽減し、経営の持続化に資するため	
<u>3</u> ・ <u>4</u> 略		<u>4</u> ・ <u>5</u> 略	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。